

港北区公告第 106 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所(所在地)等が不明である(法施行地でない)ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年5月28日

横浜市 港北区長 古石 正史



送達を受けるべき者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	藤澤 潤
送達する書類名		
	差押調書(謄本)	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		